

野辺地町町税等コンビニ収納・スマートフォン決済  
収納代行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式が求められる中、感染拡大防止と町民の利便性向上を図るため、町税等のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）収納及びスマートフォン決済収納代行業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、適切な事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

野辺地町町税等コンビニ収納・スマートフォン決済収納代行業務

(2) 業務の内容

別紙「野辺地町町税等コンビニ収納・スマートフォン決済収納代行業務委託に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託業務の対象

- ア 町県民税（普通徴収）
- イ 固定資産税
- ウ 軽自動車税
- エ 国民健康保険税（普通徴収）
- オ 介護保険料（普通徴収）
- カ 町営住宅使用料

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

ただし、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までは準備期間とし、収納代行業務は令和5年4月1日からとする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(6) 町が負担する費用の範囲

- ア 収納代行業務の実施に向けた導入準備に要する経費
- イ 月額基本料金
- ウ 確報データに基づく収納1件当たりの取扱手数料
- エ その他諸経費
- オ 上記、ア、イ、ウ、エに係る消費税等（消費税及び地方消費税相当分）

(7) 取扱想定件数

18,100件/年

※件数は、見込件数（予定数）であるため、大幅に上回るまたは下回ることがある。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 募集開始の日から契約までの間に、町による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (6) 個人情報等の漏えいに関する重大な事故を起こしていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 令和 3・4 年度野辺地町入札参加資格認定を受けていること。
- (9) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの許可等を受けていること。

### 4 委託事業者選定に係る日程

項目		期間等
1	募集開始（公告、町HP掲載）	令和 4 年 6 月 1 4 日（火）から
2	質問受付期間	令和 4 年 6 月 1 4 日（火）から 令和 4 年 6 月 2 8 日（火）まで
3	質問回答期限	令和 4 年 7 月 6 日（水）まで
4	参加申込書及び提案書提出期限	令和 4 年 7 月 1 3 日（水）まで
5	審査期間	令和 4 年 7 月 2 0 日（水）から 令和 4 年 7 月 2 6 日（火）まで
6	審査結果通知	令和 4 年 7 月 2 7 日（水）予定
7	委託業務詳細協議等	令和 4 年 7 月下旬から

※上記の日程については、変更する場合がある。

## 5 参加申込書等及び提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

ウ 印鑑証明書

エ 未納がない証明書（国税については、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市町村税についてはすべての税）

※上記証明書は、提出日より3か月以内に発行されたものとし、写し可

オ a. 提案書（様式第2号）

b. 参加資格に係る提案書（様式第2-1号）

c. 業務実施方針及び手法に係る提案書（様式第2-2号）

※上記オの記載に当たっては、別表「評価項目、評価内容及び評価基準」を参照すること。

※提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

また、文字サイズは見出しを12ポイント以上、本文を10ポイント以上、図の注釈は8ポイント以上とする。

なお、記載にあたり提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述するよう留意すること。

カ 業務連携届出書（様式第5号）

※自社単独では収納代行業務を提供できず、他社との業務連携を必要とする場合に限る。

※連携会社に係る現在事項全部証明書及び印鑑証明書を提出すること。

なお、両証明書については、提出日より3か月以内に発行されたものとし、写し可

### (2) 提出期限

令和4年7月13日（水）午後5時 必着

### (3) 提出方法

ア 持参または郵送とする。

イ 持参の場合は、あらかじめ日時を連絡するものとし、郵送の場合は簡易書留とする。

ウ 郵送による未着・遅延等については、原因の如何を問わず無効とする。

エ 参加申込書、提案書の提出等に係る費用は、参加者の負担とする。

### (4) その他

ア 提出書類は、上記（1）ア～カの順番に製本すること。

背表紙下部に商号・名称等を記載したA4縦フラットファイルに製本のうえ、正本1部、副本7部を提出するものとする。

イ 全ての提出書類は返却しない。

ウ 審査経過等は公表しない。

## 6 質問及び回答

質問は、質問書（様式第3号）を提出すること。口頭による質問は受け付け

ない。

(1) 提出期限

令和4年6月28日(木)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

(3) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和4年7月6日(水)までに町ホームページに掲載する。なお、質問の回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 参加辞退

参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を提出すること。

8 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託候補者の選定にあたっては、野辺地町町税等コンビニ収納・スマートフォン決済収納代行業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置して行う。

(2) 評価項目、評価内容及び評価基準

別表「評価項目、評価内容及び評価基準」のとおり

(3) 書面審査

参加資格に係る審査は、事務局が提出書類の審査を行い、その結果を選定委員会で確認を行う。業務実施方針及び手法に係る審査は、選定委員会委員が提出書類に基づき評価を行う。審査等の過程で、書類の内容につき当町から照会することがある。

(4) 最優秀提案者の選定

(3)を総合的に評価し、最優秀提案者を受託候補者として選定するとともに次点提案者を選定する。

参加者が1者のみの場合でも評価を行う。ただし、評価点数の合計点の平均が満点の60%に満たない場合には、受託候補者として選定しない。

町と受託候補者は、提案の内容をもとに業務の履行に必要な条件などについて協議し、調整を行う。ただし、調整が整わない場合は、次点提案者と協議調整を行うものとする。

プレゼンテーションについては行わず、書面審査のみとする。

(5) 審査結果の通知および公表

審査結果は、令和4年7月27日(水)(予定)までに提案者全員に通知するとともに町ホームページで公表する。

審査結果についての異議申立並びに問い合わせには、一切応じない。

9 その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づくすべての手続きに関しては、参加者の自らの責任と

費用負担によりこれを行う。

(2) 虚偽の取扱い

参加申込書及び提案書に虚偽の記載をしたと認められる場合は、参加を無効とする。

(3) 著作権

提案書の著作権は、提案者に帰属する。なお、提出書類は、町が委託事業者選定以外には提案者に無断で使用しない。

(4) 情報公開及び提供

選定された提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。

(5) 業務委託契約に係る仕様書への反映

選定された提案書の内容については、当該業務委託契約に係る仕様書に反映するものとする。

10 書類等の提出先及び問い合わせ先

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町役場 税務課

電話 0175-64-2111 (代表)

FAX 0175-64-9594

電子メールアドレス zeimu@town.noheji.lg.jp